

宮城

医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ

医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9：00から午後5：00まで

*土日祝 12/29～1/3 を除きます

TEL/FAX：022-211-9003（予約・電話相談）

email：iryouroumu@sharo-miyagi.com

医療機関職員の宿日直許可基準について

令和6年4月から医師の労働時間上限規制が実施されますが、それに伴い宿日直許可申請を行う医療機関が増加すると予想されます。

労働基準法第41条には「監視または断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたものに該当する労働者は労働時間、休憩及び休日に関する規程は適用しない」という内容の規定があり、宿日直許可を管轄の労働基準監督署長からうけると、宿日直の時間を労働時間から除外することができます。

～労働時間の制度と宿日直の考え方～

「断続的宿日直の許可基準」（医師、看護師等の場合）

◆ 一部の診療科のみ、一部の職種のみ、一部の時間帯のみの許可申請も可能です。

一般的な許可基準を満たすことに加え、医師、看護師等はより具体的な判断基準が示されています。

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものであること。
- ② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。

例示 ・医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等（軽度の処置を含む。）や看護師等に対する指示、確認を行うこと。

・看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと。

- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠が取り得ること。

例えば、宿日直中に、通常と同態様の業務が稀にあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可を得ることは可能です。

なお、許可を受けた宿日直中に「通常と同態様の業務」を稀に行った場合、その時間については労働時間となり、本来の賃金（割増賃金）を支払う必要があります。

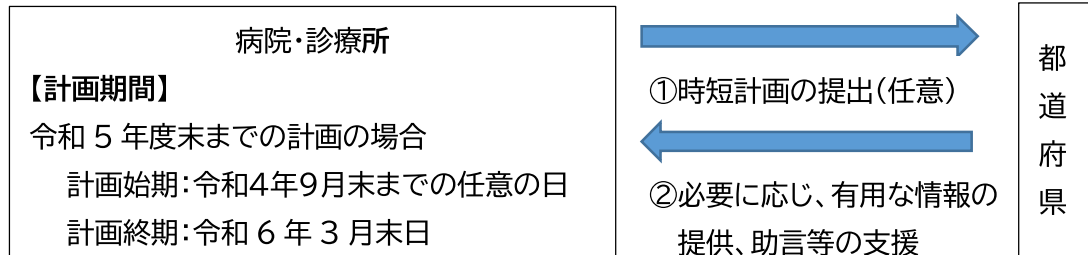
詳細は、医療機関を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。また、「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」にも参考事例が掲載されていますので、ご覧ください。



時短計画作成の努力義務について

令和6年4月から医師の労働時間上限規制が実施されることに伴い、令和6年4月1日の前日までの間に年間の時間外・休日労働時間が960時間(A水準)を超える医師がいる病院、診療所は労働時間短縮計画を作成するよう努めなければなりません。

現に、A水準超の医師が所属する医療機関(指定を受ける予定がなくとも)は、令和5年度末までの計画の作成に努める(努力義務)ことになっています。



*国の開設する病院や診療所は努力義務の対象外 *前掲「いきサポ」にも説明があります。参考になしてください。

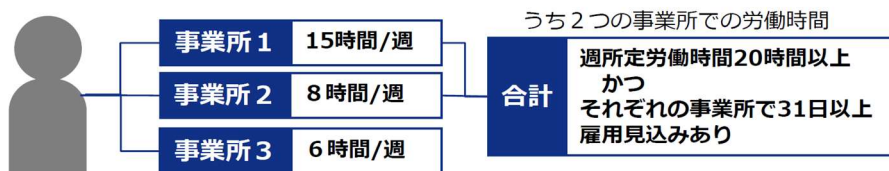
雇用保険マルチジョブホルダー制度がスタートしました

65歳以上の労働者を対象とした「雇用保険マルチジョブホルダー制度(高年齢被保険者の特例)」が創設され、令和4年1月1日から施行されております。

①雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

下記1～3の要件を全て満たす労働者は、本人の申出により、高年齢被保険者(マルチ高年齢被保険者)として、雇用保険に加入できるようになります。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



※上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

〔図：厚労省のリーフレットより〕

②基本的な手続の流れ

通常、雇用保険の被保険者資格の取得・喪失手続は事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行います。

事業主は、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明(雇用の事実や所定労働時間など)を行います。

高年齢雇用継続給付の給付率が10%に縮小されます(令和7年度より)

令和7年度から新たに60歳となる労働者より、高年齢雇用継続給付の給付率が現在の15%から10%に縮小されます。まだ時間はありますが、該当者がいる場合には早期に対応を検討していきましょう。詳細は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。